

接種を受ける方へ：必ず読んでください。

RSウイルスワクチン予防接種についての説明書

1. RSウイルス感染症とはどんな病気ですか？

RSウイルスは特に小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が、少なくとも1度は感染するとされています。感染すると、2～8日の潜伏期間ののち、発熱、鼻汁、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴（ゼーゼーと呼吸しにくくなること）や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出るなど重症化することがあります。

2. 接種対象者は？

接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方

※過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことのある方も対象です。

※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。

3. 母子免疫ワクチンとは

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体をつくることができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンとして、定期接種では組換えRSウイルスワクチン（ファイザー社のアブリスボR）を使用します。

4. 接種に注意が必要な方

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- ①妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方
- ②血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方
- ③心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ④予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- ⑤けいれんを起こしたことがある方
- ⑥免疫不全と診断されている方や近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑦組換えRSウイルスワクチン（アブリスボ）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

※その他、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、組換えRSウイルスワクチン（アブリスボ）の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方等は接種できません。

5. ワクチンの効果

		生後 90 日時点	生後 180 日時点
母子免疫 ワクチンの 効果	RS ウイルス感染による 医療受診を必要とした 下気道感染症の予防	6 割程度の予防効果	5 割程度の予防効果
	RS ウイルス感染による 医療受診を必要とした 重症下気道感染症の予防	8 割程度の予防効果	7 割程度の予防効果

6. 副反応について

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシーがみられることがあります。

また、ワクチン接種による妊娠高血圧症候群の発症リスクに関して、薬事承認において用いられた臨床試験では、妊娠高血圧の発症リスクは増加しませんでした。海外における一部の報告では、妊娠高血圧症候群の発症リスクが増加したという報告もあるものの、交絡因子等の影響の可能性があることから解釈に注意が必要であるとされています。

接種後、接種部位の異常反応や体調変化がある場合は、早めに医師の診察を受けてください。

発現割合	主な副反応
10%以上	疼痛(40.6%)、頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%)
10%未満	紅斑、腫脹
頻度不明	発疹、蕁麻疹

7. 予防接種を受けた後は

- ① ワクチンの接種後30 分程度は安静にしてください。
- ② 体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください
- ③ 注射した部分は清潔に保つようにしてください。
- ④ 接種当日の入浴は問題ありません。
- ⑤ 当日の激しい運動は控えるようにしてください。

8. 健康被害の救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。(接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。)

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、埋葬料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、埋葬料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課（玉野市の場合は【健康医療課 電話 31-3310】）へご相談ください。

※ご不明な点は、健康医療課までお問い合わせください

玉野市健康医療課（すこやかセンター） 電話 31-3310